

平成 25 年 11 月 18 日
地域振興部文化スポーツ課

宮崎市民プラザの指定管理者候補者の選定について

宮崎市民プラザの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。
なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成 25 年 12 月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体等の名称

公益財団法人宮崎文化振興協会

(2) 代表者名

理事長 田原 健二

(3) 主たる事務所の所在地

宮崎市宮崎駅東一丁目 2 番地 2

(4) 設立年月日

昭和 62 年 3 月 20 日

(5) 設立目的

学術及び科学技術、文化及び芸術の振興を図り、豊かな人間性と創造性を備えた人材の育成と文化の香り豊かなまちづくりに寄与する。

(6) 事業概要

- ・ 科学及び科学技術に関する普及及び啓発
- ・ 歴史、民俗、神話等に関する知識の普及及び啓発
- ・ 河川及びその周辺の自然、歴史、生活文化等に関する知識の普及及び啓発
- ・ 文化、市民活動の促進及び公共サービスの向上に関する事業
- ・ 教育文化施設の管理運営に関する事業
- ・ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(7) 資本金又は基本財産

30,000,000 円

(8) 従業員数

75 人

2. 指定期間（予定）

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

① 施設名

宮崎市民プラザ

② 所在地

宮崎市橘通西 1 丁目 1 番 2 号

③ 施設規模等

建築面積 約 3, 189 平方メートル

延床面積 約 12, 467 平方メートル

（鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 1 階 地上 4 階）

(2) 業務概要

① 市民プラザの使用の許可に関すること。

② 市民プラザの施設、附属設備及び備品の維持管理に関すること。

③ 芸術文化の振興に寄与する事業の企画及び運営に関すること。

(3) 現在の管理方法

公益財団法人宮崎文化振興協会（平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）

4. 事業計画の概要

(1) 施設管理の基本方針

- ・ 公の施設であることを常に念頭において誰にでも公平で公正な利用の確保に努める。
- ・ 相談しやすく安心して利用できる施設運営を行い、利用者の満足度を高める。また使用に際してはホスピタリティの向上に努める。
- ・ 利用者にとって安心できる場所であることを第一と考え、安全で安定した状態を保つ。維持管理のコスト縮減にも取り組み、効果的かつ効率的な管理運営を行う。

(2) 利用者サービスの向上と、文化芸術事業についての考え方

- ・ 利用者サービス向上への 7 つの施策

（貸館アドバイザーの配置／設備や備品の充実／インターネット申請受付／タブレッ

ト端末の活用／4階に行事案内板設置／駐車場の確保／託児サービスの開始)

・利用者増への7つの施策

(ホール空き日の有効活用／ホームページのリニューアル／共有スペースの有効活用／季節に合わせた館内装飾／当協会主催事業に付加価値／周年記念事業の取り組み／ギャラリーでの和の文化展開催)

・文化芸術事業については、「創造・制作」「普及・育成」「鑑賞」の3つの取組方針により積極的に事業を行い、宮崎市文化振興計画の基本目標である「市民が主役の文化芸術活動の推進」「特性を活かした地域文化の振興」を実現する。

(3) 効率的な運営と取り組みについて

・適正な人員配置と業務の効率化による人件費の縮減、委託業務内容の見直しによる委託費の縮減、LED化や照度センサーの導入による電気使用料の縮減、補助金や助成金の確保による事業費の財源確保等の取り組みを行う。

・配置計画

}	館長	1名
	副館長	1名
	企画総務課	11名
	(うち学芸員	1名)
	業務課	4名
		計17名

(4) 高い安定性と信頼性

- ・職員の豊富な経験と蓄積されたノウハウで事業計画に沿った管理運営を実践していく。
- ・職員の資質や専門性を高めるために、計画的に研修を実施し、先進地視察や管理運営の研究など、更なる専門知識やノウハウを習得する。
- ・実行委員会委員や演奏家、アーティストなどといった幅広い外部人材と、協働して取り組むことで、文化振興の担い手の育成を推進する。
- ・公益財団法人であるため、法律により公益事業比率50%以上の維持などが義務付けられており、安定的な財政基盤と豊富な管理経験を持つ人材を支えに、適切な管理運営を行っていく。

(5) 安全管理に対する対応について

- ・利用者の安全を第一に考え、防災・防火管理講習有資格者を確保しつつ、危機管理マニュアルに即した行動を行う利用者参加型の防災訓練など、実務的で新たな研修や訓練を実施する。
- ・職員の目視による細かな館内巡回や、防犯監視カメラによる監視や録画で利用者の安全確保に努める。
- ・万が一の事故に備えるために施設賠償保険に加入する。

(6) 労働福祉の状況について

- ・利用者サービスの向上と効率的な施設管理に支障のない業務執行体制を確保するため、労働基準法等の関係法令を遵守しながら計画的な人員の採用、配置を行う。

(7) 環境保護及び障がい者の雇用等の福祉政策への取り組み状況について

- ・みやざきエコアクション事業所として、引き続き認証登録を行い、環境に優しい施設となるよう努める。
- ・主催事業の出演者等への弁当やケータリングの物品等を障がい者就労施設等から調達する。

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

■収入

(単位：千円)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5カ年合計
指定管理料	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	900,000
事業収入	2,215	4,115	2,965	2,080	2,365	13,740
その他	60	60	60	60	60	300
収入合計	182,275	184,175	183,025	182,140	182,425	914,040

■支出

(単位：千円)

項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	5カ年合計
人件費	62,825	63,006	63,190	63,378	63,571	315,970
事業費	4,340	6,207	4,474	5,509	4,101	24,631
維持管理費	103,141	102,960	102,776	102,588	102,395	513,860
委託費	8,110	8,143	8,726	6,806	8,499	40,284
事務費	2,408	2,408	2,408	2,408	2,408	12,040
その他	1,451	1,451	1,451	1,451	1,451	7,255
支出合計	182,275	184,175	183,025	182,140	182,425	914,040

※ 市積算指定管理上限額 : 904,790 千円

- ・指定管理料の削減

市の指定管理料上限額と提案額との比較 (5カ年) : 4,790 千円 (約 0.6%) 削減

※ 上記の収支計画は、現行の消費税率に基づき、指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、指定管理業務の期間に応じて適用される消費税率に基づいて決定します。

6. 選定結果の概要

(1) 公募の概況

- ① 応募団体
2 団体

② 募集日程

要項及び申請書類様式の配布	平成25年 7月25日
第1回質問の受付	平成25年 8月 8日～8月12日
第1回質問の回答	平成25年 8月19日
指定管理者応募意志表示書等の受付締切	平成25年 8月30日
第2回質問の受付	平成25年 9月 4日～9月 6日
第2回質問の回答	平成25年 9月13日
指定管理者指定申請書等の受付締切	平成25年 9月30日
ヒアリングの実施	平成25年10月17日

(2) 宮崎市地域振興部文化スポーツ課所管文化施設指定管理者候補者選定委員会 委員名簿（敬称略）

	役 職 等
委員長	地域振興部長
委 員	高鍋町美術館職員
〃	宮崎大学教育文化学部准教授
〃	宮崎公立大学人文学部准教授
〃	地域振興部文化スポーツ課長
〃	地域振興部参事兼地域コミュニティ課長

(3) 選定の概況

ア 選定理由

宮崎市地域振興部文化スポーツ課所管文化施設指定管理者候補者選定委員会において、申請者からの応募書類及びヒアリングをもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること

- ③ 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること

その結果、他の市内施設との住み分けを考え、経験に基づいた綿密な事業計画が提案されていること、自主事業に関して事業者の持つノウハウに基づき、施設の特徴を活かした実効性のある提案がなされていること、指定管理料削減に応じた効率的かつ円滑な管理運営の提案がなされているなどの理由から、「公益財団法人宮崎文化振興協会」が当該選定基準に適合していると認められたため、当該団体を指定管理者候補者に選定した。

イ 審査結果一覧

審査項目	配点	候補者 公益財団法人 宮崎文化振興 協会	団体 A
事業計画書に基づく当該施設の運営が、市民の平等な利用を確保するものであること	180	138	83
事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	300	211	122
事業計画書の内容が、当該施設の収益性の確保及び当該施設の管理に係る経費の縮減を向上させるものであること	180	122	71
事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであること	450	328	151
安全管理に対する対応	60	41	29
労働福祉の状況	60	41	30
環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策への取組状況	60	44	29
合 計	1,290	925	515
【参考】提案金額5ヵ年総額 (単位：千円)		900,000	904,790

※提案額がそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て、市議会議決により決定するものです。